

トピック①

ネット通販のアレ、税関で止まっています！

令和6年の差止件数は、多い順に**衣類、バッグ類、靴類、時計類**。

実は、この10年間、差止件数のトップ3は、これら4品目による独占状態。

バッグ類に限って言えば、平成20年の公表開始後、17回中14回も1位の座についており、「税関差止の顔」ともいえる存在です。



▲衣類



▲バッグ類



▲靴類



▲時計類

これいわゆる「偽ブランド品」の大部分は、**個人消費者によるネット通販の貨物**とみられています。皆さんよく知っている**ネットショップ、フリマアプリ**にも、偽ブランド品は潜んでいます。衣類、バッグ、靴、時計などを検索する際には**要注意**です！

- ◆ ショップ、出品者は信頼できる？ 口コミなども要チェック
- ◆ 価格は安すぎない？ 安いのには理由があるはず…
- ◆ 迷ったら…正規販売店で購入！！！

差止件数	1位	2位	3位	4位
平成27年(2015年)	バッグ類	靴類	衣類	携帯電話及び付属品
平成28年(2016年)	バッグ類	衣類	靴類	携帯電話及び付属品
平成29年(2017年)	バッグ類	靴類	時計類	衣類
平成30年(2018年)	バッグ類	衣類	靴類	時計類
令和元年(2019年)	バッグ類	衣類	靴類	時計類
令和02年(2020年)	衣類	バッグ類	時計類	靴類
令和03年(2021年)	バッグ類	衣類	靴類	時計類
令和04年(2022年)	バッグ類	衣類	靴類	時計類
令和05年(2023年)	衣類	バッグ類	靴類	時計類
令和06年(2024年)	衣類	バッグ類	靴類	時計類

▲直近10年の差止件数、トップ3は**衣類、バッグ類、靴類、時計類**の独占状態

ネットショップやフリマアプリで購入した商品が、海外からあなた宛てに直接届く場合があります。商品がニセモノ（知的財産侵害物品）の場合、受け取ること（輸入）はできません。税関は、ニセモノの輸入を厳しく取り締まっています。

トピック②

侵害品に困った時は、税関への差止申立てを！

消耗品や日用品 1件あたり数十万点の大口差止めも

令和6年、東京税関が差し止めた知的財産侵害物品は73万点！点数の大部分を占めたのは、包装袋、加熱式たばこカートリッジ、調理用トングなど、意匠権や特許権を侵害する消耗品や日用品でした。こうした物品は、幅広い需要を満たすために一度の輸入数量も大きなものとなりやすく、国内流通の前に水際で一度に差止めが行われる効果は絶大です。事実、1件の差止めが20万点を超えた事案もありました。東京税関における令和6年の差止点数が、令和2年との比較で4倍に急増しているのも、こうした日常的に使うものや、繰り返し購入するものの差止めが続いていることが背景にあります。

差止申立てが着実に奏功

これら大口の消耗品や日用品の差止めに共通するのは、税関へ差止申立てがなされていること。それも比較的近年受理されたものである点です。差止申立てが税関で受理されると、全国に9つある税関で情報共有が行われ、差止めを実効に移す体制が整います。権利者の皆様の税関に対する一つ一つの申立ての積み重ねが、水際での取締りに着実に結びつき、近年の差止点数の伸びにつながっているのです。

差止申立ての力で企業の利益と創造意欲を守る

知的財産侵害物品の流通は、権利者が本来得るべき利益を奪います。創造意欲とビジネスの未来を守るために、侵害品の流入は水際で確実に止めたいものです。しかし、模倣されないものはないとも言える現在、守られるべき権利全般から見ると、申立てでカバーされているのは約800と決して多くはありません。差止申立ては、税関に受理されることにより侵害物品に該当するか否かを認定するための手続き（認定手続）が簡略化されるなど、権利者様にも利便性の高いものです。企業知財経営の一環として、差止申立てを是非ご検討ください。東京税関ではご関心ある権利者様に向け、事前相談の他、業界団体へのセミナー等も承っております。



包装袋（ゼリー入り）
(意匠権)



加熱式たばこカートリッジ
(特許権、意匠権)



調理用トング
(意匠権)

外国からの知的財産侵害品にお困りの際は、税関への差止申立てをご検討ください。

- 申立てが受理されると、侵害品が差し止められやすくなります。
- 申立てにより、差止時の権利者による手続きの負担が軽減されます。
- 差止申立ての手続きも、税関による差止めも、費用はかかりません（無料）。

事前相談は、東京税関知的財産センターまでお気軽に！